

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
民間社会福祉施設整備償還金助成要綱

第1 趣旨

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)は、社会福祉法人(以下「法人」という。)による社会福祉施設(以下「施設」という。)の整備及びその安定した施設運営を促進するため、施設の整備に当たり、必要な資金を独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)から借入れ、同借入金を償還する法人に対し、予算の範囲内において助成するものとし、その助成に関しては、民間社会福祉施設整備償還金助成費補助金交付要綱(平成19年3月30日付け健企第414号静岡県健康福祉部長通知。以下「静岡県補助金交付要綱」という。)、静岡県補助金等交付規則(昭和31年静岡県規則第47号)及びこの要綱の定めるところによる。

第2 助成の対象及び助成額

(1) 助成の対象

法人が、自ら設置し経営する施設(政令指定都市内に整備される別表2に掲げる施設を除く。)を静岡県内に整備するため機構から借入れた、借入金に係る元金の経費(以下「元金償還金」という。)のうち、次に掲げるもの。

ただし、老人短期入所事業の施設(養護老人ホームに併設する施設に限る。)における滞在費を徴収する場合にあっては、静岡県補助金交付要綱により算出した額を助成対象経費とする。

ア 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する第1種社会福祉事業の施設(特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く。)

イ 法第2条第3項に規定する第2種社会福祉事業の施設のうち別表1に掲げる施設

別表1

施設種別
老人短期入所事業の施設(養護老人ホームに併設する施設に限る。)
生活介護施設
自立訓練施設
就労移行支援施設
就労継続支援施設
共同生活援助施設
障害者福祉ホーム

別表 2

施 設 種 別
養護老人ホーム
老人短期入所事業の施設
生活介護施設
自立訓練施設
就労移行支援施設
就労継続支援施設
共同生活援助施設

(2) 助成額

(1)に掲げる経費のうち、当該年度の償還時における元金償還額の2分の1以内とし、静岡県補助金交付要綱により算定された額を限度とする。

第3 助成の申請

(1) 提出書類 1部

元金助成

助成申請書（様式第1-1号）

(2) 提出期限

別に定める日まで

第4 助成の条件

次に掲げる事項は、助成の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめ会長の承認を受けなければならないこと。

ア 助成事業の内容を変更しようとする場合

イ 助成事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 助成事業が予定の期間内に完了しなかった場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 助成金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を助成を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第5 変更の承認申請

提出書類 1部

元金助成

変更承認申請書（様式第2-1号）

第6 請求の手続

(1) 提出書類 1部

元金助成

請求書（様式第3－1号）

(2) 提出期限

助成決定通知受領後10日以内

第7 その他

助成に関するその他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年度に整備する社会福祉施設に係る助成金から適用する。
- 2 静岡県社会福祉施設整備費補助金交付要綱(昭和52年度静岡県社会福祉協議会制定)及び静岡県社会福祉施設借入金利子補給費補助金交付要綱(昭和47年度静岡県社会福祉協議会制定)(以下「旧要綱」という。)は、廃止する。
- 3 平成18年度以前に整備した施設に係る旧要綱の規定による助成金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年度に整備する社会福祉施設に係る助成金から適用する。
- 2 平成20年度以前に整備した施設に係る助成金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年度に整備する社会福祉施設に係る助成金から適用する。
- 2 平成25年度以前に整備した施設に係る助成金については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和3年度に整備する社会福祉施設に係る補助金から適用する。